

## 第七十四号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例  
食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一の部五の款口の項中「第二の一の(1)」を「ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二の一のイ(1)」に改め、同款ハの項中「場合」の下に「（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二の一のイにおいて同じ。）」を加え、同款中への項をトの項とし、ホの項をヘの項とし、ニの項をホの項とし、ハの項の次に次のように加える。

二 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、三のチ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに四のトの基準を適用しない。

別表第二第二の部一の項を次のように改める。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

□ 従事者が常駐せず、全自动調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設（全自动調理機を含む。②及び⑥において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自动調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

#### （提案理由）

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第七十二号）の施行に伴い、全自动調理機に係る営業施設の基準を定めるほか、規定を整備する必要がある。